

議員提出議案第3号

所有者不明の土地利用を求める意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び鳥取市議会会議規則（昭和43年鳥取市議会告示第1号）第14条第1項の規定に基づき、上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成30年3月16日提出

| | | |
|-----|---------|-------|
| 提出者 | 鳥取市議会議員 | 寺坂寛夫 |
| | 〃 | 平野真理子 |
| | 〃 | 勝田鮮二 |
| | 〃 | 前田伸一 |
| | 〃 | 吉野恭介 |
| | 〃 | 魚崎勇 |
| | 〃 | 橋尾泰博 |
| | 〃 | 山田延孝 |
| | 〃 | 上杉栄一 |

鳥取市議会議長 下村佳弘様

所有者不明の土地利用を求める意見書

平成 28 年度の地籍調査における不動産登記簿上で所有者の所在が確認できない土地の割合は、国土交通省の調査によると全国で約 20%に上ることが明らかとなった。また、国土計画協会・所有者不明土地問題研究会は、2040 年にはほぼ北海道の面積に相当する（約 720 万ヘクタール）所有者不明土地が発生すると予想している。

現行の対応策には、土地収用法における不明裁決制度の対応があり、所有者の氏名・住所を調べてもわからなければ調査内容を記載した書類を添付するだけで収用裁決を申請できるのだが、探索など手続に多大な時間と労力が必要となっている。

また、民法上の不在者財産管理制度もあるが、地方自治体がどのような場合に申し立てができるかが不明確な上、不在者 1 人につき管理人 1 人を選任するため、不在者が多数に上ると手続に多大な時間と労力がかかる。

所有者不明土地の利用に明示的な反対者がいないにもかかわらず、利用するために多大な時間とコストを要している現状に対し、所有者の探索の円滑化と所有者不明土地の利用促進を図るための制度を構築すべきである。

記

1. 所有者不明土地の発生を予防する仕組みを整備すること。
2. 土地所有権の放棄の可否や土地の管理責任のあり方等、土地所有のあり方の見直しを行うこと。
3. 合理的な探索の範囲や有益な所有者情報へのアクセスなど、所有者の探索の合理化を図ること。
4. 所有者不明土地の収用手続の合理化や円滑化を図ること。
5. 収用の対象とならない所有者不明土地の公共的事業の利用を促進すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 30 年 3 月 16 日

鳥取市議会議長 下村佳弘

内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣 様
農林水産大臣
国土交通大臣